第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	第８期介護保険事業計画に記載している内容						令和4年度（年度末実績）				公表の状況	
	項目名	細目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第8期計画における「取組」	「目標」（事業内容、指標等）	中間見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策	実施状況	公表の方法
毛呂山町	①自立支援・介護予防・重度化防止	住民主体の通いの場による介護予防	・要介護認定率については国や県と比較し低く推移していることから介護予防等の効果はあるものの、近年は微増傾向である。 ・高齢者の閉じこもりやフレイル予防のため、通いの場である「ゆずっこ元気体操」の立ち上げ・運営を継続的に支援してきた。	・ゆずっこ元気体操のさらなる普及のため、立ち上げ支援・運営支援を継続的に支援していく。	・立ち上げ数：2地区 ・通いの場への参加者数：885人	あり	・説明会開催地区：0地区 ・新規立ち上げ地区：1地区 ・通いの場への参加者数：808名 ・ゆずフィットサポータ養成人数：5名 ・ゆずフィットフォローアップ教室：46名 ・再開地区への感染予防等健康教育実施（45か所中33か所まで再開） ・10地区に対し、フレイルの健康教育を実施。そのうち3地区に対しては管理栄養士による個別栄養相談も実施した。 ・体力測定を再開し、理学療法士による評価を実施した。	○	・ゆずフィットサポーターの養成と、情報交換の場であるフォローアップ教室を実施し、介護予防と支え手について学びを深めることができた。 ・一体的実施事業の一貫として、10地区に対しフレイル予防についての健康教育と健康状態の把握ができた。	・既に地区の再開についての相談があり、引き続き活動再開支援を実施していく。 ・フレイル予防について引き続き10地区に対し介入予定。 ・今年度の新たな取り組みとして、体力測定だけでなく、自分たちの学びたい講座（運動、栄養、口腔、認知症サポーター）を選び、介護予防に生かしてもらうこととする。	実施	HPで公表
毛呂山町	①自立支援・介護予防・重度化防止	総合事業における介護予防	第７期計画期間内において訪問型サービスＢの運用を開始しており、同サービスを継続しながら、地域の支え合い体制づくりを推進しつつ、多様なサービス実施体制の検討が求められている。 なお、令和４年度から訪問型サービスＣの運用を開始しており、運用していくなかで新たな課題が生じた場合は速やかに検討を行い調整を図っていく。	訪問型サービスBについては、社会福祉協議会に委託し、運用している。社会福祉協議会においては定期的にボランティア養成を行っており、同サービスの充実に直結している。 訪問型サービスCについては、医療法人に委託し、運用している。地域包括支援センターと連携し効果的に支援を行えるよう進めた。	・訪問型サービスB　実利用者　8人 ・訪問型サービスC　実利用者　2人	なし	訪問型サービスBについて、社会福祉協議会によるボランティア養成講座の実施により、8人のボランティアを養成。サービス利用については、4年度末で実利用者は8人である。 訪問型サービスCについては、埼玉県リハビリテーションケアサポートセンターと運用開始に向けた利用者像の想定やサービス運用方法、PTの派遣等についての協議を行い、運用を開始した。サービス利用については、4年度末で実利用者は3人である。	○	訪問型Bについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数は伸びなかったが、定着しつつあり、今年度以降の利用者数増加が十分に期待できる状況である。 訪問型サービスCについては、支援者にとってどのようなサービス提供が適しているのか判断し、PTと地域包括支援センターが連携して支援を行った。	訪問型サービスBについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティアにも活動控えが見られたが、感染症が収束に向かっているので感染対策を行いながら活動再開に向けたフォローを検討する必要がある。 訪問型サービスCについては実績を積み上げ、より効果的な支援方法の検討を行っていく。	実施	HPで公表
毛呂山町	②給付適正化	要介護認定の適正化	埼玉県介護給付適正化計画における主要５事業について、概ね実施している。ケアプラン点検については、事業所へ出向いての指導がまだ不足している。 平成30年度からは、居宅介護支援事業者の実地指導を町で行い、サービスの質の向上と給付の適正化に努めている。	・要介護認定の適正化 認定調査の内容について、複数の職員による事後点検の実施や介護認定審査会の合議体委員の定期的な組み換えを行うことにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。	・要介護認定の適正化 委託を行った調査も含め、認定調査票について複数職員による全件確認を行う。また、3か月に一度、合議体委員の組み換えを行う。	なし	認定調査票について、複数の職員により全件確認した。審査会については、3か月に一度、合議体委員の組み換えを行った。	○	認定調査票を確認することで、基本調査項目の定義に照らして、選択された調査結果が特記事項や主治医意見書と整合性が取れているか確認ができるため、認定調査票の正確性が向上した。 審査会合議体を3か月に一度組み替えることで適切、公平な介護認定が確保された。	概ね実施することができた。今後も同様に継続して適正化に努める。	実施	HPで公表
毛呂山町	②給付適正化	ケアプランの点検	埼玉県介護給付適正化計画における主要５事業について、概ね実施している。ケアプラン点検については、事業所へ出向いての指導がまだ不足している。 平成30年度からは、居宅介護支援事業者の実地指導を町で行い、サービスの質の向上と給付の適正化に努めている。	・ケアプランの点検 居宅介護（予防）サービス計画の記載内容について、事業者に資料提供を求め、介護支援専門員資格を持つ職員が点検を行う。	・ケアプランの点検 新規の居宅介護（予防）サービス計画について、全件確認を行い、介護保険サービス事業者連絡協議会等において情報提供を行う。	なし	新規の居宅介護（予防）サービス計画の全件について確認（109件）を行い、うち15件について指導を行った。	○	新規の居宅介護（予防）サービス計画の全てを確認・指導することで適正なケアプランとなった。	概ね実施することができた。今後も同様に継続して適正化に努める。	実施	HPで公表
毛呂山町	②給付適正化	住宅改修等の点検	埼玉県介護給付適正化計画における主要５事業について、概ね実施している。ケアプラン点検については、事業所へ出向いての指導がまだ不足している。 平成30年度からは、居宅介護支援事業者の実地指導を町で行い、サービスの質の向上と給付の適正化に努めている。	・住宅改修等の点検 工事を施工する前に、事前申請書による工事見積書等の点検及び受給者宅への訪問調査により実態確認を行う。	・住宅改修等の点検 町職員による現地確認及び書類確認を全件行うことで、適切な住宅改修となるよう点検を行う。	なし	工事施行前に事前申請書による見積書等の点検及び訪問調査を全件実施することにより全件が不備なく適切な住宅改修となった。	○	事前の書類確認及び福祉住環境コーディネーターの有資格者による訪問調査を行うことにより、全件が適切な住宅改修となった。	概ね実施することができた。今後も同様に継続して適正化に努める。	実施	HPで公表

保険者名	第８期介護保険事業計画に記載している内容						令和4年度（年度末実績）				公表の状況	
	項目名	細目名	目標を設定するに至った **「現状と課題」**	第8期計画における**「取組」**	**「目標」** （事業内容、指標等）	中間見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策	実施状況	公表の方法
毛呂山町	②給付適正化	縦覧点検・医療情報との突合	埼玉県介護給付適正化計画における主要５事業について、概ね実施している。ケアプラン点検については、事業所へ出向いての指導がまだ不足している。 平成30年度からは、居宅介護支援事業者の実地指導を町で行い、サービスの質の向上と給付の適正化に努めている。	・縦覧点検・医療情報との突合① 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行う。 ・縦覧点検・医療情報との突合② 受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。	・縦覧点検・医療情報との突合① 国民健康保険団体連合会から送付されるデータをもとに、点検・突合を実施し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。 ・縦覧点検・医療情報との突合② 国民健康保険団体連合会に委託し、全件の点検・突合を実施し、医療と介護の重複請求の有無を確認する。	なし	国民健康保険団体連合会から送付されるデータをもとに請求内容の確認、重複請求の確認を行い事業所に指導・連絡をした。	○	請求内容の確認を行い事業所に指導・連絡を行った。	概ね実施することができた。今後も同様に継続して適正化に努める。ただし、データを活用しきれていない部分もあるため、どのように活用できるか検討し、更なる適正化に努める必要がある。	実施	HPで公表
毛呂山町	②給付適正化	介護給付費通知	埼玉県介護給付適正化計画における主要５事業について、概ね実施している。ケアプラン点検については、事業所へ出向いての指導がまだ不足している。 平成30年度からは、居宅介護支援事業者の実地指導を町で行い、サービスの質の向上と給付の適正化に努めている。	・介護給付費通知 受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知を行う。	・介護給付費通知 受給者に対して、3か月ごとに通知を行い、適切なサービスの利用となるよう普及啓発を行う。	なし	3か月ごとに介護給付費通知（5,554通）を発送した。	○	介護給付費通知を発送する際、通知についての説明を同封することで、サービスの適正利用につながるよう努めた。	概ね実施することができた。今後も同様に継続して適正化に努める。	実施	HPで公表
毛呂山町	②給付適正化	給付実績の活用による適正化	国民健康保険団体連合会から送付される給付実績を活用した情報を確認し、町の実地指導やケアプランチェックに活用する。適正なサービス提供、事業者の指導育成に努めている。	・国民健康保険団体連合会から提供される給付実績の活用 国民健康保険団体連合会で実施する審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	・国民健康保険団体連合会から提供される給付実績の活用 国民健康保険団体連合会から送付されるデータについて、毎月、確認を行い、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	なし	国民健康保険団体連合会から提供される給付実績を活用し事業所に指導・連絡をした。	△	給付実績を活用し、事業所に指導・連絡をした。	概ね実施することができた。今後も同様に継続して適正化に努める。ただし、データを活用しきれていない部分もあるため、どのように活用できるか検討し、更なる適正化に努める必要がある。	実施	HPで公表